

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第4項	社会福祉法人立の養護老人ホーム等の等の設置の認可	介護保険課

- 1 審査基準は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項に定める基準とする。
- 2 標準処理期間は、30日間とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。